

県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン

特別支援教育課

今般、8月26日付け特第1289号教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、これまで活動を一部制限していた部活動について、「県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン」を策定しました。

については、今後、各学校においては、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、現在の感染状況等を慎重に見極め、実施にあたっては、本ガイドライン及び8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式(2020.8.6Ver.3)」の改訂について』に則り、部活動を行うようお願いいたします。

なお、今後、地域の感染状況等により、部活動の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 部活動の実施に関する基本的な考え方

- ア 活動に当たっては、次に示す【留意事項】を踏まえた上で実施すること。
- イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等が示されている場合は、そのガイドラインの練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、校内練習や大会参加等に当たっての必要な感染防止対策を講じること。
- ウ 練習試合や合同練習の実施、公式大会やコンクール等への参加は可能とする。
- エ その際、県内外への練習試合や合宿は、修学旅行の扱い*と同様とする。(ただし、県内の感染状況や遠征先の感染状況等を踏まえ、日数・参加人数等の実施形態を工夫し十分注意し計画すること。)

※修学旅行の扱い

修学旅行に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況等を見極めて、延期も含め慎重に判断すること。

実施する場合は、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)について」に基づいた、万全の措置を講じること。

【留意事項】

部活動は、7月6日の「時差短縮Ⅰ」より段階的に再開しているが、練習不足となっていることが考えられることから、生徒の怪我防止には十分留意するとともに、熱中症予防についても引き続き注意が必要であるため、顧問教諭等（以下、顧問）、生徒共に、「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じること。

○事前の確認事項

8月31日からの部活動に当たり、改めて次のことを行うこと。

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を確認し、必要であれば、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒に適切に指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、その際には短時間で行わせること。また、十分な換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問及び生徒は、原則、マスクを着用すること。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。

- ・当面の間は、顧問、生徒共に会話は必要最低限とし、特に大きな発声をひかえること。
- ・用具等の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されており、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ないが、生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。なお、運動を行う前にマスクを外してから運動後にマスクを着用するまでの間、生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合にはさらに長い距離を確保すること。また、生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- ・顧問は原則としてマスクを着用することとするが、熱中症など自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、生徒との距離を2 m以上確保すること。

2 参考

- ※ 令和2年8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver. 3)』における『第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について』の「2. 部活動について」
- ※ 令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- ※ 令和元年7月19日付け保健体育課「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」
- ※ 「部活動指導ハンドブック（神奈川県教育委員会 令和2年5月改定）」
- ※ 「運動時の安全指導の手引き（神奈川県教育委員会 令和2年3月改定）」
- ※ 「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会 平成30年3月、平成31年3月一部改定）」
- ※ 中央競技団体等が作成したガイドライン等